

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和4年9月2日(2022.9.2)

【公開番号】特開2022-24539(P2022-24539A)
 【公開日】令和4年2月9日(2022.2.9)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-024
 【出願番号】特願2020-127191(P2020-127191)
 【国際特許分類】

A 0 1 K 8 7 / 0 6 (2 0 0 6 . 0 1)

A 0 1 K 8 7 / 0 8 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

A 0 1 K 8 7 / 0 6 B

A 0 1 K 8 7 / 0 8 B

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月25日(2022.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

魚釣用リールのリール脚を載置するリール脚載置部を備え、リール脚載置部の軸方向一端側に固定フードが形成されると共に、リール脚載置部の軸方向他端側に移動フードが軸方向に沿って移動可能に配設されるシート本体を有するリールシートにおいて、

前記シート本体は、前記リール脚載置部、固定フード及び前記移動フードが配設される部分を備え、釣竿の外周面に固着される筒状に形成された第1本体と、第1本体に対して同等以下の強度の材料で形成されると共に、第1本体の表面に被着、固定される第2本体の分割構造で構成され、

前記第2本体は、前記リール脚載置部を露出させるように第1本体に重合する半筒部と、前記固定フードを覆うように第1本体に重合する筒部とを備えたグリップ部を構成することを特徴とするリールシート。

【請求項2】

前記第1本体と第2本体は、一体化した状態で周方向への回転を規制する係止構造を備えており、

前記係止構造は、前記半筒部の先端部分と前記筒部の固定フードを覆う部分において、それぞれ軸方向に直交する両サイドに設けられていることを特徴とする請求項1に記載のリールシート。

【請求項3】

前記係止構造は、前記第1本体に対して第2本体を軸方向にスライドさせることで固定可能な凹凸部を有することを特徴とする請求項2に記載のリールシート。

【請求項4】

前記第2本体の筒部には、固定フードと反対側にトリガーが形成されており、

前記係止構造は、前記トリガーの近傍に設けられていることを特徴とする請求項2又は3に記載のリールシート。

【請求項5】

前記第2本体の半筒部及び筒部の少なくとも一方は、前記第1本体との間で隙間を有するように重合されていることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載のリール

20

30

40

50

シート。

【請求項 6】

前記第 1 本体の軸心と、前記第 2 本体の筒部における軸心は、オフセットしていることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載のリールシート。

【請求項 7】

前記第 2 本体は、透明性のある樹脂材料で形成されていることを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載のリールシート。

【請求項 8】

前記第 2 本体の内面には、模様が形成されていることを特徴とする請求項 7 に記載のリールシート。

【請求項 9】

上記した請求項 1 から 8 のいずれか 1 項に記載のリールシートを固着したことを特徴とする釣竿。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

通常、上記したリールシートの本体は、樹脂を射出成型することで一体形成されている。この場合、グリップ性を向上するためには、ある程度、肉厚化（ボリューム感を持たせる）する必要があるが、あまり肉厚化すると、重量が増えて軽量化を図ることができなくなると共に、偏肉による成形不良が発生し易くなる。また、逆に軽量化が図れるように、外形状の肉を削ったり肉抜き部を形成すると、グリップしたときに、細くて握り込み難く、更には、掌や指とリールシートとの間に隙間が多く発生する等、グリップ性が損なわれてしまう。特に、軽量化を追求して肉抜き部分を増やしたり細径化し過ぎると、十分な強度を確保することができなくなってしまう。

10

20

30

40

50